

社会福祉法人同仁会給与規則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p>社会福祉法人同仁会給与規則</p>	<p>社会福祉法人同仁会給与規則</p>
<p>第2条 給与の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 給与の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 本俸                      (2) 職員手当                          ア 管理職手当                          イ 役職手当                          ウ 業務手当                           エ 地域手当                          オ 扶養手当                          カ 住宅手当                          キ 通勤手当                          ク 超過勤務手当                          ケ 夜間勤務手当                          コ 宿直勤務手当                          サ 日勤手当                              (ア) 日曜日勤務手当                              (イ) 祝日勤務手当                              (ウ) 年末年始勤務手当                              (エ) <u>早朝勤務手当</u>                              (オ) <u>夜間勤務手当</u>                              (カ) マイクロバス運転手当                          シ 期末手当                          ス 勤勉手当                          セ 単身赴任手当                          ソ 一時金</p>	<p>(1) 本俸                      (2) 職員手当                          ア 管理職手当                          イ 役職手当                          ウ 業務手当                          エ <u>直接処遇手当</u>                          オ 地域手当                          カ 扶養手当                          キ 住宅手当                          ク 通勤手当                          ケ 超過勤務手当                          コ 夜間勤務手当                          サ 宿直勤務手当                          シ 日勤手当                              (ア) 日曜日勤務手当                              (イ) 祝日勤務手当                              (ウ) 年末年始勤務手当                              (エ) <u>早番勤務手当</u>                              (オ) <u>遅番勤務手当</u>                              (カ) マイクロバス運転手当                          ス 期末手当                          セ 勤勉手当                          ソ 単身赴任手当                          タ 一時金</p>
<p>第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、地域手当、住宅手当、通勤手当及び単身赴任手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。</p>	<p>第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、<u>直接処遇手当</u>、地域手当、住宅手当、通勤手当及び単身赴任手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。</p>

2 月の途中の退職、採用又は休業等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、地域手当及び単身赴任手当については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。

2 月の途中の退職、採用又は休業等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当及び単身赴任手当については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。

第8条 社会福祉法人同仁会管理規則に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主 任		25,000円
グループ長		15,000円
副グループ長		5,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	20,000円
	それ以外の者	15,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円

特定職		役職手当月額
主 任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円

第9条 業務手当は、社会福祉法人管理規則第4条に規定する直接処遇職員、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、20,000円を上限とする。

第9条 業務手当は、常勤職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、20,000円を上限とする。

（直接処遇手当）

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）の常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額 5,000円を支給する。

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早朝勤務手当及び夜間勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区 分	勤務内容	手当額(1勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円

区 分	勤務内容	手当額(1勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円

年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早朝勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
夜間勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

第19条

2

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

第19条

2

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.9	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

別表1から別表3までを全部改正する。(別添新旧対照表参照)

付 則

- この規則は、平成29年12月1日から施行する。
- 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する直接処遇手当の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

別表1

社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

Table with 10 columns (rank) and 92 rows (staff numbers). Columns: 1等級, 2等級, 3等級, 4等級, 5等級, 6等級, 7等級, 8等級, 9等級. Rows 1-10: 173,700 to 140,500. Rows 11-20: 141,600 to 151,900. Rows 21-30: 153,200 to 166,200. Rows 31-40: 167,600 to 186,600. Rows 41-50: 188,400 to 201,400. Rows 51-60: 202,700 to 213,900. Rows 61-70: 214,900 to 231,500. Rows 71-80: 223,900 to 231,500. Rows 81-90: 232,100 to 238,000. Row 91: 再任用 147,200.

新

別表1

社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

Table with 10 columns (rank) and 92 rows (staff numbers). Columns: 1等級, 2等級, 3等級, 4等級, 5等級, 6等級, 7等級, 8等級, 9等級. Rows 1-10: 174,700 to 141,500. Rows 11-20: 142,600 to 152,900. Rows 21-30: 154,200 to 167,200. Rows 31-40: 168,600 to 187,600. Rows 41-50: 189,400 to 202,400. Rows 51-60: 203,700 to 214,900. Rows 61-70: 215,900 to 232,400. Rows 71-80: 224,800 to 232,400. Rows 81-90: 233,000 to 238,900. Row 91: 再任用 149,300.



